

ひゅーまんらいづ

第224号 2020(令和2)年



7月10日から8月9日は 「部落解放月間」です！

市役所本庁舎
西側壁面に
懸垂幕設置!!

期間中、**部落解放月間パネル展**を
開催しています。
お気軽にお立ち寄りください！

場所:米子市役所第2庁舎1階
人権情報センター
時間:8時30分~18時
(土・日・祝日を除く)

部落差別は
今なおある！

部落解放月間は、「同和对策事業特別措置法」が施行された昭和44年7月10日を記念して、鳥取県が、昭和45年に制定しました。

期間中、県や各市町村は関係機関と連携しながら、県民一人ひとりが同和問題を正しく理解し、認識を深めていただくよう様々な啓発活動を行っています。

※人権情報センターでは、同和問題に関する書籍、ビデオ・DVDを貸出しています。



新型コロナウイルスに関する 人権侵害を防ぐ、3つの宣言



新型コロナウイルス感染症による人権侵害を防止するための決意を宣言しました!!

令和2年7月20日

米子市長 伊木 隆 司

○感染者を非難しない

感染は誰にでも起こる可能性があり、感染者は非難される対象ではなく、守られるべき存在です。「自分が感染したら・・・」と考えた時に、他の人からされたら嫌だと思ふ事は、他人にもしないという気持ちを持ちましょう。

○感染者の出た職場や家族を非難しない

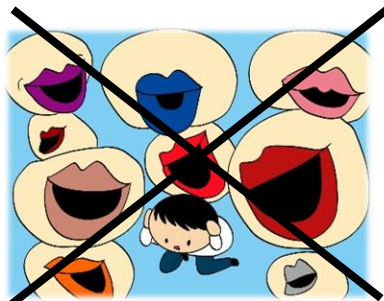
感染者だけでなく、その職場、家族などへの誹謗中傷や差別的な言動は、感染の表面化を遅らせ、感染拡大防止の妨げになることを認識しましょう。

○風評被害を防ごう

感染していないにもかかわらず感染者だという噂を流され、本人のみならず、家族や勤務先が差別被害にあうという事例が見受けられます。

新たな風評被害を生まないために、誤った情報や不確かな情報をむやみに拡散しないようにしましょう。

私たちが克服すべき相手はウイルスです。一日も早く安定した日常生活を取り戻すためにも、正しい理解を深め差別のない社会をめざしましょう。



どこかで聞いた噂、それって本当？

SNS上の不確かな情報、
信じていいの？



差別や偏見のない
人権尊重の社会は、
私たちみんなの
願いです！



米子市人権情報センター 〒683-8686 米子市東町161-2
TEL 0859-37-3183 FAX 0859-37-3184
E-mail humanr@ruby.ocn.ne.jp
URL: <http://www.city.yonago.lg.jp/jinken/>